

株 主 各 位

証券コード 5599
2025年6月10日
(電子提供措置の開始日) 2025年6月3日

東京都港区新橋一丁目1番1号
日比谷ビルディング
S & J 株 式 会 社
代表取締役社長 三 輪 信 雄

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあがめます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.sandj.co.jp/ir/>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5599/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「S & J」又は「コード」に当社証券コード「5599」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月24日（火曜日）午後6時30分までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

2. 場 所 東京都港区新橋一丁目12番9号

新橋プレイス 4階 AP新橋 Room D

（昨年と同じ施設ですが、階及び会場が異なりますので、お間違えの無いようお願い申しあげます。）

3. 目的事項

報告事項 第17期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬の付与のための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があつたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
◎株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申し
あげます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出く
ださい。

日 時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛
否をご入力ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後6時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛
否をご表示のうえ、ご返送くださ
い。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後6時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

第2、3号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

*議決権行使書用紙はイメージです。

- ・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱
いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱
いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとし
てお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

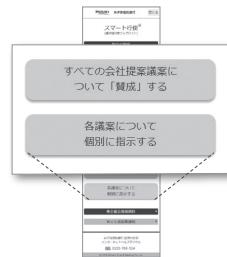
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



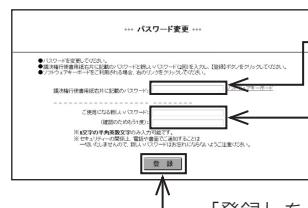
「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

事業報告

(2024年4月1日から)
2025年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、堅調な企業収益やインバウンド需要により、緩やかな回復傾向が見られたものの、不安定な世界情勢の長期化に加え、円安や資源高に起因する物価上昇の継続、アメリカの通商政策動向による影響などにより、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社の属する情報セキュリティ業界を取り巻く環境としては、大手企業においてサイバー攻撃による被害が多数報告されるなど、業界や業種にかかわらず頻発しております。このような状況により、情報セキュリティ対策の必要性や重要性が強く認識されていることなどから、情報セキュリティ関連のIT投資は企業規模や業種・業界を問わず増加傾向にあり、需要は比較的堅調に推移しております。

このような経営環境のもと、当事業年度の業績につきましては、監視サービス等の新規案件を着実に獲得したことに加え、不審メール訓練の支援やセキュリティインシデントへの対応等を実施いたしました。

この結果、当事業年度の売上高は1,942,927千円（前事業年度比20.6%増）、営業利益は420,504千円（同20.5%増）、経常利益は423,377千円（同32.6%増）、当期純利益は309,111千円（同41.4%増）となりました。

なお、当社はサイバーセキュリティ事業の単一セグメントであります、サービス区分別の状況は、次のとおりであります。

(SOCサービス)

既存顧客への監視・運用サービスを継続して提供したことに加え、新規顧客に対するKeepEye等の新規案件の獲得により、SOCサービスの売上高は1,441,966千円（前事業年度比21.7%増）となりました。

(コンサルティングサービス)

不審メール訓練案件の獲得やセキュリティインシデントへの対応により、コンサルティングサービスの売上高は500,960千円（前事業年度比17.7%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中における設備投資の総額は416,365千円であります。その主な内訳は、新オフィスへの移転に伴う固定資産の取得によるものであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第14期 (2022年3月期)	第15期 (2023年3月期)	第16期 (2024年3月期)	第17期 (当事業年度) (2025年3月期)
売上高(千円)	1,077,796	1,281,425	1,610,754	1,942,927
経常利益(千円)	249,641	321,612	319,394	423,377
当期純利益(千円)	223,587	210,523	218,669	309,111
1株当たり当期純利益(円)	44.90	42.27	42.40	54.97
総資産(千円)	992,354	1,545,457	2,461,243	2,705,704
純資産(千円)	543,045	753,568	1,758,167	2,003,866
1株当たり純資産(円)	109.05	151.32	312.44	359.59

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
3. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づいて算出しております。
4. 当社は、2023年6月26日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が継続的に成長するためには、強固な経営基盤を構築することが必要不可欠であります。そのためには、以下について、対処すべき課題として取組んでまいります。

① 優秀な人材の確保

当社が事業を拡大していくためには、高度なサイバーセキュリティ技術を有する優秀な人材の確保が重要な課題であると認識しております。このような人材の確保のため、採用活動の強化、社内における教育制度の充実等を進める方針であります。

② 営業力の強化

サイバーセキュリティを重要な経営課題とする企業の増加に伴い、サイバーセキュリティ対策に対するニーズは高まってきております。このようなニーズに適切に対応するため、営業力の強化が重要であると考えており、事業に精通した営業人員を増強してまいります。

③ システムの安定稼働

当社のサービスは、コンピュータシステムと通信ネットワーク（インターネットデータセンターを含む）を活用して行う場合が多いため、セキュリティレベルの高いシステム及びネットワーク環境の安定稼動、緊急時回復時間の短縮等の体制強化に努めてまいります。

④ 知名度の向上、ブランドの確立

当社の事業成長のためには、当社及び当社サービスの知名度を向上させ、サイバーセキュリティ業界における当社サービスをブランドとして確立させていくことが不可欠であると認識しております。セミナーや講演会の開催等を通じて知名度の向上を図るとともに、技術力を高めていくことによりブランドの確立を推進してまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

事業環境の変化に対応して事業を拡大していくためには、内部管理体制の充実も重要な課題であると考えております。そのために、事業展開に応じた適切な人員配置、組織体制の整備を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業区分	区分	事業内容
サイバー セキュリティ 事業	コンサルティング サービス	情報セキュリティ対策の策定・導入・運用支援サービス・サイバー攻撃緊急対応、セキュリティ診断及びログ解析サービス、その他
	SOCサービス	セキュリティイベント管理製品の構築・提供並びに運用監視・保守サービス

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

本社	東京都港区
----	-------

(7) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
63 (19)名	3名増(増減なし)	40.7歳	3.6年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート及び人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社の事業セグメントは、サイバーセキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2024年8月をもって本社を東京都港区新橋一丁目1番1号 日比谷ビルディングに移転いたしました。

2. 株式の状況（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 19,920,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,627,200株
- (3) 株主数 2,630名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 マ ク ニ ル	2,100千株	37.68%
三 輪 信 雄	970	17.41
株 式 会 社 B N P	600	10.77
石 川 剛	200	3.59
株 式 会 社 S B I 証 券	134	2.41
光 通 信 株 式 会 社	97	1.74
木 下 圭 一 郎	81	1.46
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	59	1.06
楽 天 証 券 株 式 会 社	53	0.96
神 田 隆 生	50	0.90

- (注) 1. 当社は、自己株式を54,623株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株数は、千株未満を切捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、小数第3位を四捨五入しております。
 4. 持株比率は自己株式（54,623株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、2025年2月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、2025年3月31日までに59,200株を取得しております。
- ② 当社は、ストックオプションの権利行使により自己株式4,600株を処分しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第3回新株予約権
発行決議日		2023年3月22日
新株予約権の数		2,550個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）3	普通株式 (新株予約権1個につき 100株)	255,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）3	新株予約権1個当たり (1株当たり)	40,000円 400円
権利行使期間		2025年3月25日から 2033年3月21日まで
行使の条件		(注) 2
役員状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 2,550個 255,000株 5名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 一 一 一 個 株 名

- (注) 1. 上記のうち、取締役1名が保有している新株予約権は、従業員として在籍中に付与されたものであります。
2. 新株予約権者は、権利行使時において、当社の役員又は従業員たる資格を有することを要し、新株予約権者が死亡した場合は相続を認めないこととしております。ただし、取締役会の承認を得た場合には、この限りではないものとしております。
3. 2023年6月26日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	三輪信雄	
取締役	石川剛	営業部長
取締役	上原孝之	セキュリティプロフェッショナルサービス部長
取締役	経田洋平	管理部長
取締役	半澤幸一	コアテクノロジー部長 兼 セキュリティプロフェッショナルサービス部副部長
取締役	星野喬	株式会社マクニカ社員
取締役 (常勤監査等委員)	大桃健一	株式会社NOVARCA 非常勤監査役
取締役 (監査等委員)	谷井亮平	巖商事株式会社社員
取締役 (監査等委員)	林孝重	日本モーゲージサービス株式会社 取締役・監査等委員

- (注) 1. 取締役（常勤監査等委員）大桃健一氏、取締役（監査等委員）谷井亮平氏及び林孝重氏は社外取締役であります。
2. 取締役（常勤監査等委員）大桃健一氏は、長年にわたり数社の経理・財務・経営企画部門に在籍し、その業務に携わってきたことから、経理・財務・開示に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）谷井亮平氏は、長年にわたり税理士事務所に在籍し、会計・税務業務に携わってきたことから、会計・税務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）林孝重氏は、長年にわたり上場企業等において経理、人事労務の責任者としての業務及び取締役、監査役として経営等に携わっていたことから、経理・人事労務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、大桃健一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 社外取締役である取締役（常勤監査等委員）大桃健一氏、取締役（監査等委員）谷井亮平氏及び林孝重氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
7. 2024年10月1日付の組織変更で、取締役上原孝之氏の担当はセキュリティプロフェッショナルサービス部に異動し、取締役半澤幸一氏の担当はコアテクノロジー部長兼セキュリティプロフェッショナルサービス部副部長に異動しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、2025年3月31日より、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の株主代表訴訟等の役員個人に対する損害賠償請求等の損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する対象事由等の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	79,894千円 (-)	79,894千円 (-)	-千円 (-)	-千円 (-)	6名 (0)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	8,934 (8,934)	8,934 (8,934)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	88,829 (8,934)	88,829 (8,934)	- (-)	- (-)	9 (3)

- (注) 1. 合計欄は実際の支給人数を記載しております。
2. 上記のほか、社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員としての報酬額はありません。
3. 基本報酬の額には、確定拠出年金の掛金も含めて記載しております。
4. 当社は、非金銭報酬等として取締役に対してストックオプションを付与しております。当該ストックオプションの内容及びその交付状況は、「3. 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

□. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く。以下「取締役」という。）の報酬限度額は、2022年6月27日開催の第14回定時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は、7名であります。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年6月27日開催の第14回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の対象となる監査等委員である取締役の員数は、3名であります。

なお、取締役（監査等委員を除く）に対して付与している非金銭報酬等としてのストックオプションにつきましては、上記金銭報酬とは別枠で、2023年3月22日開催の臨時株主総会において、割当日における新株予約権1個当たりの公正価額に、割当日において存在する取締役（監査等委員を除く）に割り当てる新株予約権の総数（2,700個を上限）を乗じた額以内として決議しております。当該臨時株主総会終結時点の対象取締役（監査等委員を除く）の員数は、5名であります。

ハ. 取締役の報酬等の決定方針

当社は2022年7月27日の定例取締役会において、取締役の報酬等の決定方針を決議しております。

また、取締役会は、個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が上記決定方針と整合していることを確認しており、当期の取締役の個人別の報酬等の内容が、上記決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬等の決定方針の内容の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役の個人別の報酬等の体系及び各報酬の割合の決定に関する方針

当社の取締役報酬は固定報酬及び非金銭報酬等で構成される。

2. 取締役の個人別の固定報酬の額又は算定方法の決定に関する方針（当該報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の固定報酬は役位、職責、在任年数、当社の業績及び業績寄与度等を総合的に考慮し、取締役会の委任により報酬委員会にて決定し、毎月定額を支給する。

3. 取締役の個人別の非金銭報酬等の内容及び額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針（当該報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の非金銭報酬等については、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、ストックオプションを付与する。具体的な内容及び支給時期等は、取締役会の委任により報酬委員会にて決定し、必要な手続きを実施する。

4. 固定報酬の額及び非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額の割合の決定に関する方針

当社の取締役報酬の種類別の割合については、各取締役の役位、職責、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、報酬委員会にて決定する。

5. 報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項

当社の報酬委員会規程に基づき、過半数を社外取締役である委員3名以上で構成される報酬委員会を設置し、取締役への個人別の報酬額の決定等に関する事項を委任する。

二. 取締役会から委任を受けた取締役による個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

報酬委員会は、社外取締役大桃健一（常勤監査等委員）、社外取締役林孝重（監査等委員）及び代表取締役社長三輪信雄の3名で構成されています。各役員に対するインセンティブやガバナンスに対する効果等を踏まえ、任意の報酬委員会を設置することにより、透明性の高いプロセスに基づく報酬の決定方法とする目的から、取締役会は報酬委員会に対し、「取締役の報酬等に関する基準及び方針に関する事項」、「取締役の個別報酬額の決定に関する事項」及び「取締役の報酬限度額（株主総会決議事項）に関する事項」等について決定する権限を委任しております。

当社は、報酬委員会の権限が適切に行使されるよう、管理部による適切な情報提供及び事務手続のフォロー等の措置を講じております。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役 (常勤監査等委員)	大 桃 健 一	株式会社NOVARCA 非常勤監査役	当社と株式会社NOVARCAの間には、取引関係はありません。
取締役 (監査等委員)	谷 井 亮 平	巖商事株式会社 社員	当社と巖商事株式会社の間には、取引関係はありません。
取締役 (監査等委員)	林 孝 重	日本モーゲージサービス 株式会社 取締役・監査等委員	当社と日本モーゲージサービス株式会社の間には、取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関する職務の概要
取締役 (常勤監査等委員) 大桃 健一	<p>当事業年度に開催された取締役会16回の全て、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>取締役会において、長年の上場企業等での経理・財務・監査・開示・予実管理等に関する経験・知見に基づき、意思決定の適正性・法令適合性及び妥当性等を確保するための発言を行っております。</p> <p>監査等委員会においても、経理システム、内部統制、内部監査、IT監査等につき適宜必要な発言を行い、監査意見の集約等に努め、また、監査等委員として監査調書の作成その他の中心となって活動しております。適切に役割を果たしております。</p>
取締役 (監査等委員) 谷井 亮平	<p>当事業年度に開催された取締役会16回の全て、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>取締役会において、長年の税理士事務所での税務・会計等に関する経験・知見に基づき、意思決定の適正性・法令適合性等を確保するための発言を行い、また、監査等委員会においても、経験・知見に基づき適宜必要な発言を行っており、適切に役割を果たしております。</p>
取締役 (監査等委員) 林 孝重	<p>当事業年度に開催された取締役会16回の全て、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>取締役会において、長年のIT関連上場企業での経理・人事部門の責任者及び取締役・監査役としての豊富な経験と高い見識から、意思決定の適正性・法令適合性及び妥当性等を確保するための発言を行い、また、監査等委員会においても、経験・知見に基づき適宜必要な発言を行っており、適切に役割を果たしております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 仰星監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めておりません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主への利益還元については、重要な経営課題と認識しており、将来的には経営成績及び財政状態を勘案しつつ、剰余金の分配を検討する所存ですが、当面は、事業活動の継続的かつ計画的な実施に備えた資金の確保を優先し、配当は行わない方針であります。

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 產	2,242,543	流 動 負 債	701,837
現 金 及 び 預 金	1,997,944	買 掛 金	11,930
売 掛 金	139,159	未 払 金	35,835
仕 掛 品	687	未 払 費 用	6,966
前 渡 金	23,524	未 払 法 人 税 等	78,996
前 払 費 用	66,926	未 払 消 費 税 等	577
そ の 他	14,300	契 約 負 債	556,232
		預 り 金	11,297
		負 債 合 計	701,837
固 定 資 產	463,161	(純 資 產 の 部)	
有 形 固 定 資 產	380,022	株 主 資 本	2,003,866
建 物 附 屬 設 備	200,120	資 本 金	441,629
工 具 器 具 備 品	179,901	資 本 剰 余 金	580,479
投 資 そ の 他 の 資 產	83,138	資 本 準 備 金	580,479
出 資 金	10	利 益 剰 余 金	1,041,968
繰 延 税 金 資 產	6,886	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,041,968
敷 金 及 び 保 証 金	76,242	繰 越 利 益 剰 余 金	1,041,968
		自 己 株 式	△60,211
資 產 合 計	2,705,704	純 資 產 合 計	2,003,866
		負 債 純 資 產 合 計	2,705,704

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から)

(2025年3月31日まで)

(単位 : 千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,942,927
売 上 原 価		996,900
売 上 総 利 益		946,026
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		525,522
営 業 利 益		420,504
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,063	
受 取 手 数 料	1,362	
補 助 金 収 入	1,100	3,526
支 払 手 数 料	652	652
経 常 利 益		423,377
税 引 前 当 期 純 利 益		423,377
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	116,702	
法 人 税 等 調 整 額	△2,436	114,266
当 期 純 利 益		309,111

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

S & J 株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	南 成 人
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	岩 渕 誠

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、S&J株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2.監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

S & J 株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 大桃 健一 ㊞
監査等委員 谷井 亮平 ㊞
監査等委員 林 孝重 ㊞

(注) 常勤監査等委員 大桃健一、監査等委員 谷井亮平及び林孝重は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
1	三輪信雄 (1961年10月28日)	1985年4月 住友ゴム工業株式会社入社 1990年3月 株式会社ラック入社 2003年9月 同社代表取締役社長 2007年7月 株式会社クマノミプランニング設立 代表取締役社長 2008年11月 S & Jコンサルティング株式会社(現当社) 設立 代表取締役社長(現任) 2013年9月 ファイア・アイ株式会社(米国FireEye社日本法人) 最高技術責任者 2017年4月 総務省最高情報セキュリティアドバイザー 2021年9月 総務省地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に 係る検討会構成員	1,570,000株
【取締役候補者とした理由】			
三輪信雄氏は、当社の創業者であり、当社経営、技術、対外発信等の中心として企業価値の向上に努めてきたことから、引き続き取締役候補者といったしました。取締役再任後は引き続き代表取締役社長としての職務を担う予定であります。			

候補者番号	氏　り　が　な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
2	石川剛 (1979年6月11日)	<p>2004年4月 株式会社セブテニ入社</p> <p>2005年11月 メディアスティック株式会社入社</p> <p>2008年1月 株式会社ラック入社</p> <p>2012年4月 株式会社ITプロフェッショナルグループ取締役</p> <p>2012年11月 当社入社 取締役 営業部長</p> <p>2017年3月 取締役 営業部長（営業・技術管掌）</p> <p>2017年8月 取締役 サイバーセキュリティ事業本部長 兼 営業部長</p> <p>2020年4月 取締役 営業部長（現任）</p>	200,000株
【取締役候補者とした理由】			
石川剛氏は、当社入社以来一貫して当社営業活動を統括し、その推進の中心になるとともに、幅広い立場で経営に参画してきたことから、引き続き取締役候補者といたしました。取締役再任後は引き続きその職責を担う予定であります。			
3	上原孝之 (1968年5月23日)	<p>1987年4月 株式会社リクルート入社</p> <p>1990年1月 株式会社リクルートコンピュータプリント出向</p> <p>1993年4月 株式会社リクルートコンピュータプリント転籍</p> <p>1994年2月 株式会社ラック入社</p> <p>2015年6月 当社入社 コンサルティング部長</p> <p>2017年8月 CSIRTサービス本部長 兼 コンサルティング部長</p> <p>2019年6月 取締役 CSIRTサービス本部長 兼 コンサルティング部長</p> <p>2020年4月 取締役 コンサルティング事業部長</p> <p>2024年4月 取締役 コンサルティング部長</p> <p>2024年10月 取締役 セキュリティプロフェッショナルサービス部長（現任）</p>	—
【取締役候補者とした理由】			
上原孝之氏は、当社入社以来一貫してセキュリティコンサルティング業務の責任者として職務を遂行し、あわせて技術管理及び品質向上に取り組んできたことから、引き続き取締役候補者といたしました。取締役再任後は引き続きその職責を担う予定であります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
4	經田洋平 (1979年2月20日)	<p>2001年4月 株式会社北陸銀行入行</p> <p>2004年10月 日本ハウズイング株式会社入社</p> <p>2015年6月 長谷川ホールディングス株式会社（現 HITOWAホールディングス株式会社）入社</p> <p>2016年3月 T S P太陽株式会社入社</p> <p>2017年4月 当社入社</p> <p>2019年4月 経営管理部 経理担当部長</p> <p>2021年7月 管理部長</p> <p>2022年6月 取締役 管理部長（現任）</p>	—
【取締役候補者とした理由】			
經田洋平氏は、当社入社以来一貫して経理部門の業務に携わり、現在は管理部門の責任者として職務を遂行していることから、引き続き取締役候補者といたしました。取締役再任後は引き続きその職責を担う予定であります。			
5	半澤幸一 (1983年11月25日)	<p>2006年4月 株式会社ラック入社</p> <p>2014年1月 当社入社</p> <p>2014年12月 サイバーセキュリティ研究開発部長</p> <p>2023年4月 執行役員 コアテクノロジー部長</p> <p>2023年6月 取締役 コアテクノロジー部長</p> <p>2024年10月 取締役 コアテクノロジー部長 兼 セキュリティプロフェッショナルサービス部 副部長（現任）</p>	—
【取締役候補者とした理由】			
半澤幸一氏は、当社入社以来一貫してセキュリティ技術部門の業務に携わり、現在は技術及び分析部門の責任者として職務を遂行していることから、引き続き取締役候補者といたしました。取締役再任後は引き続きその職責を担う予定であります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
6	星野喬 (1984年10月27日)	<p>2008年4月 株式会社マクニカ入社</p> <p>2008年4月 マクニカネットワークス株式会社（現 株式会社マクニカ）出向</p> <p>2017年7月 iSecurity Inc.取締役</p> <p>2019年4月 マクニカネットワークス株式会社第2営業統括部長</p> <p>2019年11月 株式会社ネットワールド取締役（非常勤）（現任）</p> <p>2020年6月 当社取締役（現任）</p> <p>2021年10月 株式会社マクニカ ネットワークスカンパニー 第2営業統括部長</p> <p>2022年4月 同社 ネットワークスカンパニー バイスプレジデント（現任）</p>	—

【取締役候補者とした理由】

星野喬氏は、株式会社マクニカでの営業責任者として、また企業における経営等を通じて培われた豊富な経験を当社における取締役の職務に活かしていただいていることから、引き続き取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 星野喬氏は株式会社マクニカの従業員であり、当社は同社との間に監視サービスの提供等の取引があります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三輪信雄氏の所有する当社の株式の数には、同氏の資産管理会社である株式会社B N P が保有する株式数も含めて記載しております。
3. 当社は、取締役である星野喬氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約によって補填することとしております。なお、保険料は特約部分も含め、会社が全額負担しており、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時にも同内容での更新を予定しております。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2022年6月27日開催の第14回定時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認をいただき、現在に至っております。その後の経営環境及び経済情勢等の変化により、今後ますます取締役の責務や期待される役割が拡大していることを勘案いたしまして、その報酬額を年額200,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬の付与のための報酬決定の件」でご承認をお願いする譲渡制限付株式報酬は、本議案に係る報酬とは別枠といたします。

また、第1号議案が原案通り可決されると、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は現在と同数の6名（うち非業務執行取締役1名）となります。本議案は、当社の事業規模、役員報酬の支給水準等を総合的に勘案して報酬委員会において決定したものであり、相当であると判断しておりますとともに、監査等委員会における検討の結果、本議案について妥当である旨の意見表明を受けております。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2022年6月27日開催の第14回定時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認をいただいておりますが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されると、年額200,000千円以内となります。

今般、取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記報酬枠とは別枠で、以下のとおり、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入させていただきたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は年額30,000千円以内といたします。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名ですが、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、対象取締役は5名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年30,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会の委任により報酬委員会において決定いたします。

なお、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 謾渡制限期間

対象取締役は、払込期日から、1年から10年までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「謾渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という。）について、謾渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「謾渡制限」という。）。

(2) 謾渡制限の解除

対象取締役が謾渡制限期間中、継続して当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位（以下「役職等の地位」という。）のいずれかの地位にあったことを条件として、謾渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部について謾渡制限を解除する。ただし、対象取締役が謾渡制限期間において、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社の子会社の役職等の地位を退任又は退職した場合には、謾渡制限を解除する本割当株式の数及び謾渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。

(3) 謾渡制限付株式の無償取得

当社は、謾渡制限期間の満了時において、謾渡制限が解除されていない本割当株式の全部について当然に無償で取得する。

また、当社は、謾渡制限期間が満了する前に、対象取締役が正当な理由によらず退任等した場合には、本割当株式の全部について当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

謾渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関する当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、謾渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認日を含む月までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式数について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、謾渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、謾渡制限が解除された直後の時点において、なお謾渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への謾渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えておりますとともに、監査等委員会における検討の結果、本議案について妥当である旨の意見表明を受けております。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場

新橋プレイス 4階 AP新橋 Room D

東京都港区新橋一丁目12番9号

(昨年と同じ施設ですが、階及び会場が異なりますので、お間違えの無いようお願い申しあげます。)

交通

J R線	新 橋 駅	銀座口	徒歩約1分
地下鉄	浅 草 線 新 橋 駅	5番出口	すぐ
地下鉄	銀 座 線 新 橋 駅		
新交通	ゆりかもめ新橋駅		徒歩約3分
地下鉄	大 江 戸 線 汐 留 駅		徒歩約10分



※駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

※株主総会にご出席の皆様へのお土産の用意はございません。